

令和 7 年度 周南市奨学生の募集について

周南市では、向学心がありながらも、経済的理由により修学が難しい学生に対して、資金を無利息で貸付け又は給付する奨学金制度を実施しています。

1. 奨学金の種類

(1) 一般奨学金

- 対 象 者：以下の大学・学校に在学する人
 - ・大学（学校教育法第 1 条）
 - ・高等専門学校（学校教育法第 1 条）
 - ・高等学校（学校教育法第 1 条）
 - ・専修学校（学校教育法第 124 条に規定され、修業年限が 2 年以上の専門課程及び高等課程）
- 種 類：貸付型（将来償還（返済）が必要な奨学金）
- 利 息：無利息

(2) 定住促進奨学金（一般奨学金との併願）

- 対 象 者：一般奨学金の対象者のうち、大学などに在学する人で**卒業後市内に定住する意志を持ち**奨学資金の増額を希望する人
 - ・大学
 - ・高等専門学校（第 4、5 学年及び専攻科に限る）
 - ・高等学校専攻科
 - ・専修学校（修業年限が 2 年以上の専門課程のみ）
- 種 類：貸付型（将来償還（返済）が必要な奨学金）
※定住促進奨学金には特例があり、条件を満たすことで償還が不要となります（7 ページ参照）
- 利 息：無利息

(3) 修学支援奨学金（一般奨学金との併願）

- 対 象 者：経済的理由により著しく修学が困難な人
- 種 類：給付型（将来償還（返済）する必要がない奨学金）

2. 奨学金の貸付・給付期間及び金額

(1) 貸付・給付期間

各学校の正規の修業期間とします。

(2) 貸付・給付金額

学校区分	月 額		
	一般奨学金	定住促進奨学金	修学支援奨学金
高等学校（高等学校専攻科を除く） 専修学校（高等課程） 高等専門学校（1～3年）	貸与 18,000 円 又は 24,000 円	/	給付 10,000 円
高等学校専攻科 大学（短期大学を含む。） 専修学校(専門課程) 高等専門学校(4～5年・専攻科)	貸与 35,000 円		
		貸与 10,000 円 又は 20,000 円 ※償還の特例あり	

3. 奨学生の要件

今年4月に入学又は在学している学生で、次の(1)～(3)のそれぞれで要件の全てを満たす人を奨学生の募集対象とし、選考の上、奨学生を決定します。

(1) 一般奨学金

- ① 保護者が本市の住民基本台帳に記録されている人※1
- ② 他の奨学金制度の貸付け（給付型の奨学金を除く）を受けていない人
- ③ 向学心があり、人物、学業ともに優秀であると認められる人
- ④ 貸付けが決定したときに連帯保証人が2人いる人
- ⑤ 経済的理由により修学が困難である人※2

(2) 定住促進奨学金

(1)の一般奨学金を申請する人で、**卒業後市内に定住する意志を持ち**奨学金の増額を希望する人※3

(3) 修学支援奨学金

(1) の一般奨学金を申請する人で、**経済的理由により著しく修学が困難な人**※4

※1 申請者、保護者又は連帯保証人が外国人住民であるときは、在留資格(特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等のいずれか)があること。

※2 「経済的理由により修学が困難」とは、申請者及び保護者の所得が、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たすことをいいます。

※3 周南市奨学生制度において「定住」とは、「卒業後、継続して3年以上周南市に生活の本拠地を置くこと」をいいます。

※4 修学支援奨学金については、周南市就学援助制度の認定基準を用いて、世帯構成（人数・年齢等）や所得状況をもとに判定します。

4. 奨学金の申請に必要な書類

提出書類	新入学生（1年生）	在学学生（2年生以上）
① 一般奨学金・定住促進奨学金貸付申請書 （第1号様式）※申請者が記入すること。 «希望者のみ» 修学支援奨学金給付申請書 （第16号様式）		
② 推薦書 （第2号様式）	【高校等】卒業した 中学校 が作成したもの	在学中の学校が作成したもの
③ 成績証明書 （各学校の様式）	【大学等】卒業した 高校 が作成したもの	
④ 在学証明書 （各学校の様式）	在学中の学校が作成したもの	不要
⑤ 世帯全員の 住民票の写し （本籍・続柄記載のもの）	奨学生本人と保護者が別世帯のときは、それぞれの住民票の写し ※ 令和7年度に交付されたものに限る。	
⑥ 令和7年度（令和6年中） 所得課税証明書	奨学生本人と保護者全員の所得課税証明書 ※修学支援奨学金を申請する方は、奨学生本人と保護者の属する世帯全員の所得課税証明書	

5. 募集期間（書類提出期間）

令和7年5月7日（水）から6月10日（火）まで（**郵送の場合、6月10日必着**）

注意 令和7年度（令和6年中）所得課税証明書は、**6月2日（月曜日）**から発行可能です。発行窓口…市役所（課税課、市民課）、新南陽・熊毛・鹿野総合支所及び各支所

（5月31日までに一部の書類を提出される場合）

①から⑤までの書類をあらかじめ提出してください。その後、6月10日までに⑥所得課税証明書を必ず提出してください。

（6月2日以降に全ての書類を提出される場合）

①から⑥までの書類を全てそろえて提出してください。

6. 奨学生決定の時期・提出書類

奨学金審議会の選考を経て決定し、6月末ごろ結果を通知します。奨学生決定通知書が届いた後、指定する期日までに次の書類を提出してください。

- (1) **誓約書**（第5号様式）※決定通知書に同封してお送りします。
- (2) **奨学金振込先金融機関届**（第6号様式）※決定通知書に同封してお送りします。
- (3) 連帯保証人2人の**住民票の写し**
- (4) 連帯保証人2人の**前年度の市区町村税の滞納がないことを証する書類**
（前年度の市区町村税納税証明書、滞納がないことの証明、完納証明など）
- (5) 連帯保証人2人の**印鑑登録証明書**

※連帯保証人については、市区町村税の滞納がある方、保証能力がない方（未成年者等）等は認められません。

※1人は保護者を、もう1人は保護者と別世帯の方をお願いします。

7. 奨学金の貸付・給付方法

毎月、**奨学生名義**の口座に振り込みます。ただし、貸付・給付初年度は、初回振り込み時に4月からその月までの合計額を振り込みます。

8. 奨学金の取消

次のいずれかに該当するときは、奨学生の決定を取り消します。

(1) **保護者が周南市民でなくなったとき。**

※保護者が市外に引越した場合等をいいます。

(2) 他の貸付型奨学金を受けるようになったとき。

(3) 疾病等により卒業の見込みがなくなったとき。

(4) 市が奨学生として適当でないと認めたとき。

9. 奨学生の義務

(1) 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出てください。

①休学、復学、転学、退学、転居、改姓又は他の貸付奨学金制度を受けるようになった等の異動があるとき

②連帯保証人に関しての変更が生じたとき

(2) 毎年度4月1日以降の**在学証明書を4月末までに提出**してください。

10. 修学支援奨学金の継続申請（次年度以降）

修学支援奨学金の給付については、毎年申請が必要です。2年目以降は、指定する期日までに次の書類を提出してください。

(1) 修学支援奨学金給付申請書（第16号様式）

(2) 在学証明書（各学校の様式）

(3) 本人の所得課税証明書

(4) 保護者の属する世帯全員の所得課税証明書

1 1. 奨学金の償還

貸付けを受けた奨学金は、以下により償還しなければなりません。

※貸付けを受けた奨学金は、お子さんご自身が卒業後に償還しなければならないこと
を、保護者の方からお子さんにしっかりと説明したうえで申請をしてください。

(1) ^{すえおき}据置期間 貸付けを受けた学校を卒業後 1 年以内

(2) 償還期間 据置期間が経過した翌月から開始し、次の期間内に償還終了

① 高等学校（高等学校専攻科を除く）又は高専（1～3 年）

…貸付期間の **2 倍** の期間

② 高等学校専攻科、大学、専修学校又は高専（4～5 年、専攻科）

…貸付期間の **3 倍** の期間

※高校及び大学を通して貸付けを受けた場合は、高校の償還期間に大学等の償還期間を加えた期間となります。

(3) 償還方法 納付書又は口座振替により 毎月末日※までに償還

※支払期限や口座振替日は、12 月は 25 日です。また、月末日や 12 月 25 日が土日祝日の場合は、翌平日が支払期限や口座振替日となります。

(4) 償還の特例 定住促進奨学金のみが対象です。7 ページを参照してください。

1 2. その他の主な奨学金の問い合わせ先

- ◆ 公益社団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター ☎ 083-933-4770
- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業相談センター ☎ 0570-03-7240

1 3. お問い合わせ・申請書類の提出先

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地

周南市教育委員会 教育政策課 ☎ 0834-22-8532

申請書類を郵送する際は、奨学金貸付等申請書類在中と記載ください。

新南陽・熊毛・鹿野総合出張所（総合支所地域政策課）又は出張所（支所）へ提出することもできます。

《償還例》大学に進学して4年間、奨学金の貸付・給付を受けた場合

1 一般奨学金の貸付けを受けた場合

- 貸付けを受けた総額 1,680,000 円
【内訳：一般奨学金 1,680,000 円（月額 35,000 円×4 年間）】
- 償還期間 最 12 年間
- 償還額 1,680,000 円
- 月々の償還額 月 12,000 円×140 回（11 年 8 か月）

2 一般奨学金と定住促進奨学金 1 万円の貸付けを受けた場合

- 貸付けを受けた総額 2,160,000 円（月額 45,000 円×4 年間）
【内訳：一般奨学金 1,680,000 円（月額 35,000 円×4 年間）
定住促進奨学金 480,000 円（月額 10,000 円×4 年間）】
- 償還期間 最大 12 年間（4 年×3）
- 償還額と月々の償還額
 - (1) 卒業後市内に 3 年以上定住した場合
 - 償還額 1,680,000 円（480,000 円は償還免除）
 - 月々の償還額 月 12,000 円×140 回（11 年 8 か月）
 - (2) 卒業後市内に定住しなかった場合
 - 償還額 2,160,000 円（480,000 円は償還免除されない）
 - 月々の償還額 月 15,000 円×144 回（12 年）

3 一般奨学金・定住促進奨学金 2 万円・修学支援奨学金の貸付け・給付を受けた場合

- 貸付けを受けた総額 3,120,000 円
【内訳：一般奨学金 1,680,000 円（月額 35,000 円×4 年間）
定住促進奨学金 960,000 円（月額 20,000 円×4 年間）
修学支援奨学金 480,000 円（月額 10,000 円×4 年間）】
- 償還期間 最大 12 年間（4 年×3）
- 償還額と月々の償還額
 - (3) 卒業後市内に 3 年以上定住した場合
 - 償還額 1,680,000 円（960,000 円は償還免除）
 - 月々の償還額 月 12,000 円×140 回（11 年 8 か月）
 - (4) 卒業後市内に定住しなかった場合
 - 償還額 2,640,000 円（960,000 円は償還免除されない）
 - 月々の償還額 月 18,300 円×144 回（初回のみ 23,100 円 12 年）

定住促進奨学金の償還の特例について

定住促進奨学金の貸付けを受け、かつ、大学等を卒業後継続して3年以上周南市に定住した場合、定住促進奨学金の償還を免除します。

◎定住促進奨学金について

大学等卒業後、周南市に定住する意志を持つ奨学生に対して、一般奨学金（月額 35,000 円）に上乗せして貸し付ける制度です。

定住促進奨学金のみの申請はできません。

- ・貸付金額：月額 10,000 円又は 20,000 円
- ・利 息：無利息

◎定住促進奨学金の償還特例について

(1)対象者（次の要件を全て満たす人）

- ・平成 30 年度以降、**新たに**周南市奨学生の申請をした人のうち、定住促進奨学金の貸付けを申請し、貸付けの決定を受けた人
- ・大学等卒業後、**継続して 3 年以上周南市に定住**した人

(2)償還特例の内容

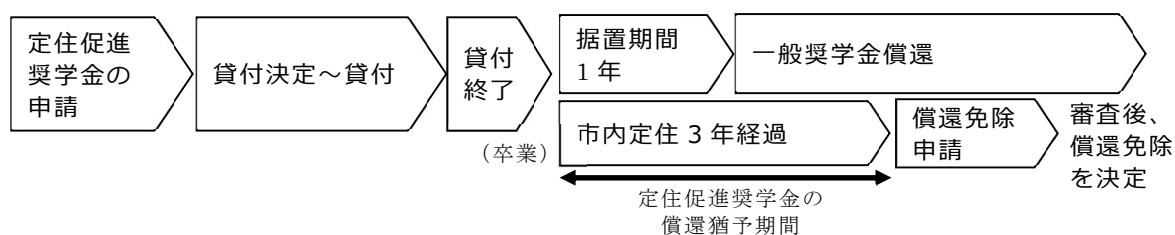
卒業後、市内に定住した期間が 3 年を超えた時点で、償還免除の申請をした奨学生について、定住促進奨学金貸付額の全額を免除します。

<例> 定住促進奨学金 2 万円の貸付けを 4 年間受けた場合

⇒貸付総額 96 万円（月額 2 万円×4 年間）を免除

※一般奨学金は償還免除の対象となりません。

（市内に 3 年以上定住した場合）



（卒業後、市内に定住しなかった場合、又は 3 年未満で市外に転出した場合）

